

議案第35号

雫子野橋架替工事請負契約の変更について

雫子野橋架替工事について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大口町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 雫子野橋架替工事 |
| 2 契約金額 | 変更金額 ▲968,760円
変更前 金66,960,000円
変更後 金65,991,240円 |
| 3 工期 | 変更前
平成29年6月24日から平成30年3月20日まで
変更後
平成29年6月24日から平成30年3月27日まで |
| 4 契約の相手方 | 丹羽郡大口町さつきヶ丘二丁目238番地
丸周建設株式会社
代表取締役 近藤 義則 |

平成30年2月28日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提案するのは、雫子野橋架替工事の設計変更に伴い、契約金額及び工期を変更するため必要があるからである。

様式3-1

変更設計内訳書

(単位：円)

	当 初	変 更
工事価格(税抜き)	(B) 62,996,000	(B1) 62,085,000
消費税相当額	(C) 5,039,680	(C1) 4,966,800
設計金額	(A) 68,035,680	(A1) 67,051,800 -983,880
税抜契約金額	(E) 62,000,000	(E1) 61,103,000
消費税相当額	(F) 4,960,000	(F1) 4,888,240
契約金額	(D) 66,960,000	(D1) 65,991,240 -968,760

$$\begin{aligned}
 E1 &= B1 \times E / B \\
 &= 62,085,000 \times 62,000,000 / 62,996,000 \\
 &= 61,103,000
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 F1 &= E1 \times 0.08 \\
 &= 61,103,000 \times 0.08 \\
 &= 4,888,240
 \end{aligned}$$

- 1 E1の段階で千円未満切り捨て
- 2 消費税相当額は円未満切り捨て